

『特別事情の書き方と文例』

□ (例1～例3)を参考にして御事情を整理し、「特別事情」の欄に御記入ください。

……………目 次……………

- (1) 保護者の転勤に伴う一家転住…………… 2 ページ
 - (例1) 父の転勤により、家族全員で大阪の社宅に転居する場合
 - (例2) 父が転勤のため、すでに府内在住で、家族で父の元に転居する場合
- (2) 保護者の転勤以外の事情による転居…………… 3 ページ
 - (例3) 府内在住の祖父の介護のため、家族で同居の必要が生じた場合

(転居を伴う特別事情の場合、文面に必ず含めなければならない内容)

- ・「誰」が大阪府内に転居予定であるか
- ・大阪府内の転居先とその住居形態（持家、賃貸、社宅等）について
- ・転居予定日（3月末までに転居が完了すること）
- ・転居する特別事情
- ・受験するのに必要な要件（文部科学大臣が小学校の課程と同等の過程を有する者として認定した在外教育施設の当該課程を令和6年3月に卒業する見込みの者）

- * 特別事情を説明する文章では、志願者「本人」を基準に、たとえば、「保護者（父母）」、「保護者（父）」、「母（親権者）」、「父（親権なし）」、「父方の祖父」という形で、その関係を記述ください。
- * 応募資格審査申請書には、卒業予定在外教育施設よりの副申が必要となります。

(1) 保護者の転勤に伴う一家転住

(例1) 父の転勤により、家族全員で大阪の社宅に転居する場合

(転居の特別事情) ⇒ (父が4月1日付け大阪府内に転勤となるため)

(誰が) ⇒ (本人及び保護者の両方が)

(転居先と住居形態) ⇒ (府内にある社宅に) (転居予定日) ⇒ (3月26日)

*受験するのに必要な条件：在外教育施設の小学部卒業見込み

*次の①～⑤が作成した文書に含まれているか、確認してください。

① 特別な事情 ② 大阪府に転住する者 (すべて) ③ 府内の転居先と住居形態

④ 転居予定日

受験するのに必要な条件：⑤ 在外教育施設の小学部を令和6年3月に卒業見込み

父の海外勤務により平成26年より家族全員で〇〇に居住しているが、令和6年4月1日付けで父が転勤する①ことに伴い、家族全員②で大阪へ転居し、〇〇市内の社宅(借り上げ住宅)③に入居することになった。転居は令和6年3月26日④の予定である。なお、本人は、令和6年3月に、〇〇日本人学校小学部を卒業見込み⑤である。

【参考】転居予定日(3月26日)までに家族全員が入居可能であることの証明書が必要となります。また、お住まいが社宅でなく、持家の場合には保護者名義であること、賃貸住宅の場合には契約者が保護者であることがわかる証明書の提出が必要となります。

(例2) 父が転勤のため、すでに府内在住で、家族で父の元に転居する場合

(転居の特別事情) ⇒ (父が10月に転勤のため府内転居したため)

【さらなる特別事情】⇒ (本人の小学校卒業を機に、府内に転居し同居)

(誰が) ⇒ (本人及び母親が)

(転居先と住居形態) ⇒ (府内の父名義の自宅で同居) (転居予定日) ⇒ (3月25日)

*受験するのに必要な条件：在外教育施設の小学部卒業見込み

*次の①～⑤が作成した文書に含まれているか、確認してください。

① 特別な事情 ② 大阪府に転住する者 (すべて) ③ 府内の転居先と住居形態

④ 転居予定日

受験するのに必要な条件：⑤ 在外教育施設の小学部を令和6年3月に卒業見込み

保護者(父)は令和5年10月1日付けで堺支社に転勤することになった。本人が△△日本人学校小学部6年に在学中⑤であるため、卒業まで母とともにバンコクに残ることとし、父が大阪へ単身赴任し、現在に至っている。①

本人が小学部を卒業する機会に、本人と母②が大阪へ転居し、父と同居する①ことになった。

なお、転居先は、大阪市内の自宅(父名義)③であり、令和6年3月25日④に入居予定である。

【参考】父が現在居住する大阪府内の住所に転居する場合、父が府内在住であることを証明する書類(父の住民票の写し等)の提出が必要です。父の現在の住所とは別の住居に家族で転居する場合は、当該住居の証明が必要となります。

(2) 保護者の転勤以外の事情による転居

(例3) 府内在住の祖父の介護のため、家族で同居の必要が生じた場合

(転居の特別事情) ⇒ (母方の祖父の介護で同居が必要となったため)

【さらなる特別事情】⇒ (父は勤務のため、大阪に転居できない)

(誰が) ⇒ (本人及び母が)

(転居先と住居形態) → (祖父名義の持家に) (転居予定日) → (3月22日)

*受験するのに必要な条件：在外教育施設の小学部卒業見込み

*次の①～⑤が作成した文書に含まれているか、確認してください。

① 特別な事情 ② 大阪府に転住する者(すべて) ③ 府内の転居先と住居形態

④ 転居予定日

受験するのに必要な条件：⑤ 在外教育施設の小学部を令和6年3月に卒業見込み

本人の母方の祖父が高齢で介護を要するため①、本人と母が②、本人の△△日本人学校小学部卒業⑤を機に、祖父(〇〇市在住)と同居③することになった。

父は仕事の関係で現地に残る予定①である。なお、転居先の住居は、(母方の)祖父名義の持家③であり、令和6年3月22日転居予定④である。

【参考】保護者が所有又は契約していない住居(祖父名義の住居等)に転居する場合は、高等学校課学事グループ(TEL06-6944-6887)までお問い合わせください。また、保護者が府内に住居を新築又は購入されて同居される場合には、その内容を示す証明書の提出が必要です。